

00941

# 鳥取縣公報

第九百十八號

昭和十三年四月十二日

火曜日

縣令

○鳥取縣令第十一號

大正十年二月鳥取縣令第四號種畜、種禽、種卵拂下規程中左ノ通改正ス

昭和十三年四月十二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

第一條中「牛豚又ハ家禽」ヲ「牛、豚、緬羊、家兔又ハ家禽」ニ改ム  
第一號樣式ヲ左ノ如ク改ム

種畜(禽)(卵)拂下願

一 何種 牛 豚 緬羊 牝牡(雌雄) 頭數(羽數) 卵(個數)

禽 兔 羊

初生雛(羽數)

右種畜、種禽、種卵拂下規程ニ依リ御拂下相成度候

年 月 日

00942

種 畜場 長 宛  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

住 所 氏 名 印

告 示

◆鳥取縣告示第二百五十五號  
鳥取、米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢査章返納並交付セリ  
昭和十三年四月十二日

鳥取財務出張所管内

鳥取縣知事 立 田 清 辰

區分	年 月 日	番 號	役 場 名	職 名	氏 名
返納	昭和十三年三月八日	六二	八頭郡上私都村役場	書記	岡山壽賀雄
交付	同	六二	同	同	平尾豊治
米子財務出張所管内					
區分	年 月 日	番 號	役 場 名	職 名	氏 名
返納	昭和十三年三月十七日	一	西伯郡福生村役場	助役	景山友師

00943

◆鳥取縣告示第二百十六號  
鳥取、倉吉財務出張所内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢査章返納並交付セリ  
昭和十三年四月十二日

鳥取財務出張所内

鳥取縣知事 立 田 清 辰

區分	年 月 日	番 號	所 屬 應	職 名	氏 名
交付	昭和十三年三月二十六日	第九號	鳥取財務出張所	縣書記	安養寺德造
交付	同	第三五號	同	同	池淵亮二
返納	同	第三三號	鳥取財務出張所	縣書記	西尾鐵三
返納	同	第三五號	同	同	西垣光雄
倉吉財務出張所内					
區分	年 月 日	番 號	所 屬 應	職 名	氏 名
交付	昭和十三年三月二十六日	第三三號	倉吉財務出張所	縣書記	西尾鐵三
返納	同	第九號	同	同	安養寺德造

00944

鳥取縣告示第二百十七號  
鳥取縣牧野改良補助規程左ノ通定ム

昭和十三年四月十二日

鳥取縣知事

立 田 清 辰

鳥取縣牧野改良補助規程

- 第一條 牧野ノ改良ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ産業組合、農會、任意組合其ノ他知事ノ適當ト認ムル者ノ左ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス
  - 但シ別ニ國又ハ縣ヨリ獎勵金又ハ補助金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 牧野ニ於ケル荆棘、土石其ノ他其障害物ノ除去、地形ノ整理ニ要スル器具機械ノ購入又ハ借入費及勞賃
- 二 牧野ニ於ケル牧草ノ播種若ハ植付又ハ牧野樹林ノ新植若ハ補植ニ要スル種苗資、肥料費及勞賃
- 三 牧野ニ於ケル隔障物、水飲場、牧舎、灌溉排水設備牧道、索道其ノ他知事ノ適當ト認ムル工作物ノ新設、改設若ハ移築ニ要スル費用
- 第三條 補助金額ハ前條各號ノ費用ノ二分ノ一以内トス
- 第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年一月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ
  - 一 事業計畫書
  - 二 設計要領書

00945

三 收支豫算書

- 前項ノ書類ノ外改良事業ノ施行ニ付牧野所有者其ノ他ノ者ノ同意ヲ要スル場合ハ其ノ同意アリタルコトヲ證スル書面、任意組合ニ在リテハ組合規約及組合員名簿ヲ添附スベシ
- 前二項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條第一項各號又ハ第二項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第六條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ事業完了後請求書ニ精算書及請憑書類寫ヲ添附シ知事ニ之ヲ提出スベシ
- 第七條 補助金ハ知事ニ於テ必要ナル調査又ハ検査ヲ爲シタル後之ヲ交付ス
- 第八條 補助金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル建物、工作物及牧野樹林並ニ改良シタル牧野ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 第九條 本規程ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村及郡市畜産組合ヲ經由スベシ
- 第十條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ改良事業施行ノ翌年度ヨリ五年間毎年度ノ牧野ノ管理並ニ利用狀況ヲ翌年五月末日迄ニ報告スベシ
- 第十一條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一 本規程ニ違反シタルトキ
  - 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

00946

三 事業施行ノ方法不適當ト認めタルトキ  
附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第四條中一月末日迄トアルハ昭和十三年度ニ限五月末日迄トス昭和七年九月鳥取縣告示第三百八十八號放牧地及採草地改良獎勵規程ハ之ヲ廢止ス  
 ◇鳥取縣告示第二百十八號  
 定期種牡豚検査左ノ通施行ス検査ヲ受ケムトスル者ハ四月二十日迄ハ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ  
 昭和十三年四月十二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

検査期日	検査場所	出場區域	牽付時刻
四月二十四日	西伯留夜見 弓ヶ濱驛前	米子市一圓 西伯留一圓	當 日 午 後 二 時

◇鳥取縣告示第二百十九號  
 左記ノ通養蠶實行組合ノ設立ヲ認可セリ  
 昭和十三年四月十二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

養蠶實行組合名	地 區	事務所ノ所在地	認可年月日

00947

中 私 都	中 私 都 村	八頭郡中私都村大字下津黒八 四三番地	昭和十三年四月十二日
丹 比 中 央	丹比村大字北山、 富枝、南島、重枝	同丹比村大字北山七二番地	同

◇鳥取縣告示第二百二十號  
 當管内ニ於ケル健康保険醫左ノ通異動アリタリ  
 昭和十三年四月十二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

診療所所在地	氏 名	異動事項	異動年月日
鳥取市西町	小 田 芳 造	診療所閉鎖	昭和十三年三月三十日

◇鳥取縣告示第二百二十一號  
 當管内ニ於ケル健康保険醫左ノ通異動アリタリ  
 昭和十三年四月十二日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

診療所所在地	氏 名	異動事項	異動年月日
日野郡根雨町大字根雨	山 本 大 壽 郎	醫療休止	昭和十三年二月二十八日

◇鳥取縣告示第二百二十二號  
 當管内ニ於ケル健康保険產婆左ノ通指定セリ

00943

昭和十三年四月十二日

鳥取縣知事

立田清辰

開業所所在地

氏名

指定年月日

東伯郡小鹿村大字高橋二四九

馬野登美子

昭和十三年四月四日

鳥取縣告示第二百二十三號

昭和十三年三月十六日新潟市旭通一番町七五四番地市街宅地整理中左記墓標及遺骨ヲ發見シタルモ緣故者不明ニ付有縁者ハ昭和十二年五月末日迄ニ新潟市長ニ申出ラレ度若シ期日迄ニ申出無キトキハ新潟市共同墓地ニ埋葬スベキ旨照會アリタリ

昭和十二年四月十二日

鳥取縣知事

立田清辰

一 陸軍裁判中主理

小佐々喬俊 墳

二十七歲

明治五年十一月二十五日

長崎縣屬土族舊大村藩池田村産

弘化三年丙午三月

一 小佐々伊和多養子

伊藤吉三郎墳

明治六年十月五日卒

行年二十歲

一 鎮台第八大隊兵卒

渡邊彖吉墳

明治六年十一月六日卒

行年十九歲

00940

一 鎮台第八大隊兵卒 伊藤要藏墳  
明治七年戊戌六月十九日沒 行年二十歲一ヶ月

彙報

行旅 死亡 人

- 一 昭和十三年三月二十五日管下南松浦郡女島ニ距ル南方海上ニ於テ漁船ニ發見サレタルモノヲ長崎市長之ヲ引取り假埋葬ニ付ス
- 一 本籍、住所 不詳
- 一 氏名 不詳男推定年齢四十年位
- 一 一人 相 死後二十四五日位經過セルヲ以テ顔面其ノ他腐爛シ原形ヲ認メズ
- 一 所持品遺留等 ナシ
- 右心當リノ向ハ長崎縣長崎市長宛御照會相成度

四月十三日發行「週報」掲載内容左ノ通

- 週報第七十八號掲載内容
- 一 自治制五十周年に際して (内務省)
- 一 自治制制定功勞者の話 (内務省)
- 一 國力の充實と少年保護 (司法省)
- 一 増稅並に稅法改正 (大藏省)
- 一 潜水艦の由來 (海軍省海軍事務及部)
- 一 台兒莊落つ (陸軍省新聞班)
- 一 新疆の危機 (外務省情報部)